

募集要項

1 目的

本競技は、大分県内企業等における GPU に関する理解を深め、GPU の活用促進につなげる「GPU 活用促進事業」を実施するにあたり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために行う。

2 競技に付する事項

- (1) 業務名
GPU 活用促進事業委託業務
- (2) 業務の仕様
別紙のとおり
- (3) 業務の履行期限
契約の日から令和4年3月31日まで
- (4) 限度額
2,957,000円（消費税相当額を含む。）

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (2) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (3) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡が取れる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を

締結している者

⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案競技への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

(1) 募集期間

令和3年4月28日（水）から令和3年5月19日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類等

以下の書類を紙資料で4部提出するものとする。

① 企画提案競技参加申込書（様式1）

② 企画提案書（様式2）

※ただし、2の（4）の予算の範囲で実施できるものとする。

③ 会社（団体）概要（様式3）

④ 実施体制（様式4）

⑤ 事業費積算書（様式5）

⑥ 誓約書（様式6）

※ただし、以下のものについては誓約書を提出する必要はない。

国、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）、県が出資している株式会社及び地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体のうち明らかに排除対象でない者（農協、漁協、商工会議所、社会福祉法人協議会、特定非営利活動法人、公益法人等）

(3) 提出方法

先端技術挑戦室へ直接持参または簡易書留郵便のいずれかに限る。

郵送の場合は令和3年5月19日（水）午後5時必着

(4) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式7）」を提出すること。

5 提案競技審査会

(1) 日時・場所

令和3年5月24日（月）

大分県庁本館101会議室

(2) 提案方法

持ち時間内に提案書についての説明を行う。

(3) 選定団体数

1団体

6 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

上記4の提出書類等及び上記5の提案競技に基づき下記の基準により審査し、最も評価の高い者を実施主体として選定する。

- ①事業目的と整合性のとれた内容となっていること
- ②事業内容が具体的であり、仕様書との整合性がとれていること
- ③実施スケジュールが妥当であること
- ④事業実施に必要な経費が妥当であること
- ⑤スタッフの配置や業務体制、過去の事業実績、コストなどから事業の円滑な実施が見込まれること

なお、新型コロナウイルス感染症の影響から、審査会当日に大分県庁に来られない場合は、県と協議の上、オンライン（zoom等）での審査も可能とする。

(2) 結果通知

審査結果は提案競技参加団体に文書で通知する。

7 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和3年5月11日（火）午後5時までにEメールにて照会し（任意様式）、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、電話で受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）以内を目処に、大分県ホームページに掲載します。

(1) 質問提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦課

E-mail：a14290@pref.oita.lg.jp

TEL：097-506-2894

8 その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費、提案競技参加にかかる経費

は負担しない。

- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦課（担当：田邊）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2894

FAX 097-506-1728